



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。保険料控除証明書は大切に保管ください。
最低賃金が50円引上げられ、10月勤務分のパートアルバイト給から適用されます！ご注意ください。

重要情報

1. 中小企業向け新賃上げ税制ガイドブック公表

中企庁はHPに同制度ガイドブックを公表しています。新制度では、くるみん認定(子育て支援)やえるぼし認定(女性活躍推進)を取得した企業に、賃上げ税額控除の上乗せボーナスがあります。各種認定の制度は厚労省HPをご参照ください。

2. 手形・小切手取引来年度にも終了か

3メガバンクは2025年度中にも紙の手形・小切手の発行を終了すると発表しました。今後はインターネットバンキングによる振込や電子記録債権などが中心となります。電債は手形と同様第三者に譲渡でき、債権の分割も出来るそうです。

3. 同族株の総則6項評価を巡る争いで国敗訴確定

1株105千円で売却する基本合意を結んだ直後の相続で、相続人は評価通達に従い1株8千円で相続申告をしたところ、総則6項(通達に関わらず税務署が評価額を決定)が適用された事例で、同項の前提を満たさないと国が敗訴しました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



このコーナーでは、赤羽が過去に行った3度の長旅での思い出を紹介しています。

- ①南米一周！folklore紀行 2003年
- ②シルクロード横断！悠々悪食紀行 2008年
- ③アフリカ一周！暗黒大陸紀行 2009年

①folklore紀行は赤羽便りVol.7~60にて連載しました(弊所HPにて公開中)。今後は②の悠々悪食紀行のお話を連載します(写真はバミール高原)。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に先立ち、必要書類(保険料控除証明書、住宅ローン年末残高証明書、中途入社の方の前職給与源泉徴収票など)の準備をお願いします。

【扶養】【保険】などの各種用紙は、来月配布いたします。

11月のイベント

- ・年末調整書類がご自宅に届きます(生命保険・地震保険・住宅ローン残高)
- ・個人所得税第2期予定納付
- ・個人事業税第2期分納付

税金マメ知識

◎損益通算を濫用した節税手法の否認事例

給与所得者などが副業を事業と称し赤字申告して損益通算する節税手法は、税務署に否認されることが多いです。サラリーマンが動画サイトでゲーム配信を行い僅かな広告収入を得つつ、ゲーム購入費を全て経費につけて赤字を作出する例などです。税務署はこうした副業を事業所得とは認めず、損益通算ができない雑所得と認定します。事業所得該当性の判断は以下の8要素で行われます。
①営利性及び有償性②継続性及び反復性③自己の危険と計算による企画遂行性④精神的及び肉体的労力の程度⑤人的及び物的設備の有無⑥経済的行為をなす資金の調達方法⑦職業、経歴及び社会的地位、生活状況⑧相当程度の期間安定した収益を得られる可能性。つまり、赤字前提の副業は事業とはいえ趣味の延長というわけです。

晩酌のじかん

先日、赤羽による外国料理教室を開催しました。献立はペルー料理のアヒ・デ・ガジーナとセビーチェです。私は週末キッチンランカーで、酒のアテはもちろんむかし外国で食べた料理を再現するのも好きです。私のSNS投稿を見た知人の声掛けにより実現した企画です。20数名が舌鼓を打ち概ね好評！調子によってその日は飲み過ぎましたとき。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階

☎:045-594-6541/凸:045-594-6540

🌐:https://ksk.red/

✉:tax.akahane@ksk.red